投薬依頼書

医師との相談の結果、医師の指示により保育園での保育時間における投薬が必要になりましたので 裏面の注意事項を承知の上、保護者の責任において、大和保育園での投薬を依頼します。

※薬剤情報提供書またはお薬手帳の持参をお願いします(一部コピーを頂きます)

依	頼 日		令和		 -	月	H	
園	児 名					クラス		
保護者名								
病名(症状)								
薬の処方日		令和 年 月 日(日分)						
園での服用期間		令和 年 月 日~令和 年					年 月	月 月
薬の保管	管方法	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他()						
1								
内服薬	分量	粉薬	• •	<u>揮頻</u> 種類		<u>ı. C</u>	<u>C</u>	
			の与薬		昼食前	• 	食後	
1 4/4///2/14	時刻		3 /10		その他(分頃)
	,,,	—				与薬回数 回		
ツ冷かず)よけをおけん)。これ目目は、ロナベナゼベル・ハーベーはしたフレンの主体では、ロード								
※塗り薬は依頼書1枚につき最長1ヵ月まで有効です。途中で中止されるときは連絡お願いします ※よければくわしく記入お願いします								
塗り薬	塗布部位	ふみりれいは		40//貝(しょ))			
	于,111日11元							
	時刻	() 園で	の塗布	寺刻 •	昼食前	• F	食後	
	回数				その他(分頃)
	, ,,,,,				園での資		-	
目薬	点眼箇所	両目			· 右目 · 左目			
	時刻	○園での点眼時刻			•昼食前 •昼食後			
	回数				•その他(時 分頃)			
					・園での点眼回数 回			
注意事項や薬の使用方法など								
<u>に応すな、未収用力はなら</u>								
※保育園記入欄 								
投薬依頼日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領者印								
投薬時刻								
投薬者印								

保育園での投薬についての注意事項

保育園では、投薬が医療行為とみなされるため、原則として、<u>薬はお預かりしない事になっています。</u> 医師の診察を受ける際は、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則として<u>薬の使用ができないこと</u>をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむ処方(朝夕の2回薬や朝夕寝る前の3回薬などの服用)を配慮してもらうよう依頼してください。

どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合は、保護者が来園して与えて頂く事になりますただし、やむを得ない理由で保護者が来園できない時は、保護者と園側で話し合いの上、保護者に代わって看護師又は担任、園長が投薬します。この場合、万全を期するために、「投薬依頼書」に必要事項を記入していただき、薬に添付して必ず担任、看護師又は園長に直接手渡しして頂きますようお願いします。(かばんの中などに入れたままではお預かりしません)

「投薬依頼書」がない場合、もしくは記入漏れがあった場合は、投薬できませんのでご注意ください。以下、注意事項を熟読の上、ご理解いただきますようお願いします。

1.医師の処方薬のみ投薬します。

投薬はお子さんを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師によって薬局で調剤したものに限ります。市販の薬、保護者の個人的な判断で持参した薬は対応できません。

2.薬剤情報提供書(薬の説明)を添付してください。

投薬を依頼される場合は、「投薬依頼書」と併せ、薬を受け取った際に添付される薬剤情報提供書(処方箋)など、薬についての説明が書かれた書類も添付してください。(コピー可)

3.薬は1回分ずつ小分けにしてください。

薬は、必ず1回分ずつに分けて<u>当日分のみ</u>お持ちください。水薬(シロップ)は小さな容器に移してください。(分量を保護者の責任で管理して頂く為です)

1回分ずつに分けた薬の袋や容器には、必ずお子さんの名前と投薬時間をはっきりと記名して下さい。 塗り薬や目薬は小分けにする必要はありまぜん。

4. 座薬の使用は原則として行いません。

やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。また、使用にあたってはその都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。

5. 保育者による症状の判断が必要な場合は投薬できません。

「熱がでたら飲ませる」「せきがでたら…」「発作がでたら…」というように、保育者が症状を判断しなければならない場合は、保育園としては投薬することが出来ません。その都度保護者にご連絡する事になりますのでご了承ください。

6.医師による処方期間ごとに「投薬依頼書」を提出してください。

慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等のように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置が必要な場合は、1ヶ月毎に「投薬依頼書」と医師による指示書等を提出してください。

7.薬を投与した事による発疹やショック等事故が生じた場合、園、看護師、保育士等は、責任を負いかねます。